

2017年9月29日

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

変額個人年金保険「ウイニングロードV」を 静岡県労働金庫を通じて10月2日より販売開始

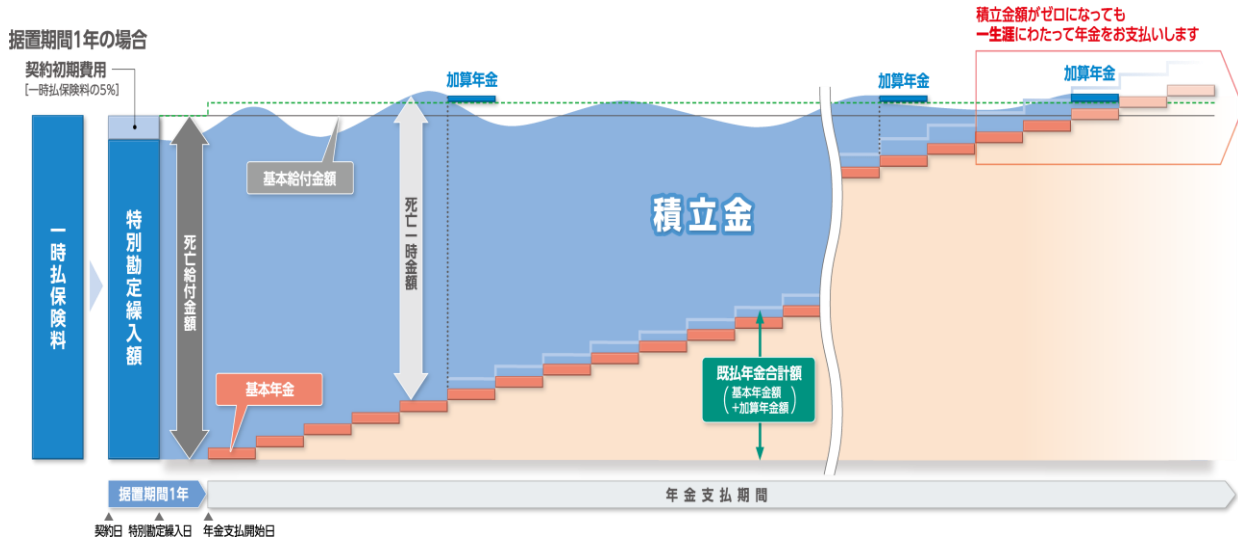
ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社(代表取締役社長:西野 彰、以下「ソニーライフ・エイゴン生命」)は、静岡県労働金庫(理事長:古川 正明)を通じて、2017年10月2日より変額個人年金保険「ウイニングロードV」を販売開始いたします。

ソニーライフ・エイゴン生命は、“個人年金を人生年金へ”をスローガンに、「長生きすることが幸せだと心から思える社会の実現」に取り組んでおります。人生における様々なステージで、お客さまを支え、描いた夢や想いを実現に導き、将来に向かって希望や安心をもたらす“人生年金”をお客さまにご提供する年金保険商品のエキスパートを目指してまいります。

販売商品名称	正式商品名称	販売開始日	取扱金融機関
ウイニングロードV	変額個人年金保険 (受取総額保証型2011)	2017年10月2日	静岡県労働金庫
商品の特長			
1. ご契約の最短1年後から、被保険者の一生涯にわたって、毎年年金をお受け取りいただけます。 *申込時に指定した据置期間を、1~35年の所定の範囲内で見直し可能です。 *積立金額がゼロになった場合でも、被保険者の一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。			
2. 一時払保険料相当額が最低保証されます。 *被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金または死亡給付金をお受け取りいただけます。			
3. 年金額をふやす3つの機能があります。 * ロールアップ機能 :据置期間中、運用実績に関わらず、基本年金算出基準額は毎年、基本給付金額(一時払保険料)の0.1%ずつ増加します。(最長35年間) * ステップアップ機能 :据置期間中、毎年の契約応当日前日の積立金額がロールアップした基本年金算出基準額を上回るとき、その積立金額が基本年金算出基準額となる場合があります。 * 加算年金 :年金支払期間中、毎年の年金支払日前日の積立金額が所定の金額を上回る場合は、その上回った額を加算年金額として、その年の基本年金額に上乗せしてお支払いします。			
4. 特別勘定は、価格変動のリスクを一定に保つため資産配分比率を毎営業日見直す仕組みを備え、大切な資産を安定的にふやすことを目指します。			

「ウイニングロードV」商品概要

1. しくみ図(イメージ図) *据置期間1年の場合



※ 上記イメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額などを保証するものではありません。
 実際の積立金額、死亡給付金額などは運用実績によって変動します。

2. 諸費用

この保険にかかる費用はご契約時、据置期間中および年金支払期間中にご負担いただく費用の合計額となります。

<ご契約時にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	ご契約の締結等にかかる費用です。	一時払保険料に対して5.0%	特別勘定への繰り入れ前に、一時払保険料から差し引きます。

<据置期間中および年金支払期間中にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
保険関係費用	ご契約の締結・維持および年金等のお支払い総額を最低保証するための費用です。	積立金額に対して年率 3.48%	積立金額に対して左記の年率の1/365を乗じた額を積立金から毎日差し引きます。
資産運用関係費用*1	特別勘定での運用にかかる費用です。	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対して年率 0.126% (税抜)	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対して左記の年率を乗じた額を投資信託の信託財産から日割りで毎日差し引きます。

*1 特別勘定の主な投資対象である投資信託の信託報酬を記載しています。資産運用においては、この他にも「信託財産留保金」「信託事務の処理などに要する諸費用」「監査費用」などがかかる場合があります。これらもお客さまにご負担いただくことになります。しかし、これらは費用の発生前に金額や割合を確定できないため、上記の記載値に含めていません。運用手法の変更や運用資産額の変動などによって、費用の率は将来変更される可能性があります。

その他、一時払定額年金への移行による年金あるいは遺族年金支払特約による年金をお受け取りになる場合に、諸費用がかかります。

3. 投資リスクについて

この商品は特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動します。特別勘定の運用では、投資信託を通じて主に国内外の株式、公社債および短期金融商品などに投資します。このため、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスクなどの投資リスクがあります。これらの投資リスクにより、この商品で最低保証の対象とならない解約返戻金等でお受け取りいただく金額の合計は、一時払保険料の金額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。
商品内容の詳細につきましては「契約締結前交付書面」等をご覧ください。